

最良執行方針等 新旧対照表
(下線部分改定)

新	旧
<p>この最良執行方針等は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>(削除)</p> <p>当社では、お客様から国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SOR (Smart Order Routing) お客様の売買注文について、取引所金融商品市場又はPTSのうち、最良の価格及び条件で約定できると思われる市場又はシステムに注文を執行する注文形態をいいます。また、SORであることを指定された注文を「SOR注文」、SOR注文を執行するためのシステムを「SORシステム」、東京証券取引所上場銘柄のうちSOR注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄を「SOR対象銘柄」といいます。 ● PTS (Proprietary Trading System) (略) ● <u>レイテンシーアービトラージ</u> SORによって複数の市場に同時に注文を行なうが、各市場に回送される注文の到達時間(レイテンシー)が異なります。この到着時間の差を利用して、売買することにより、利ザヤを稼ごうとする行為をレイテンシーアービトラージといいます。 ● <u>IOC (Immediate or Cancel order) 注文</u> IOC注文とは成行もしくは指値で指定した価格がそれよりも有利な値段で、即座に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量はキャンセルされる注文方法です。 <p>2. 対象となる有価証券</p> <p>国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、ETF(上場投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託投資証券)等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」を対象とします。</p> <p>なお、<u>金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」はお取扱いしておりません。</u></p>	<p>この最良執行方針等は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。</p> <p><u>証券会社における最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</u></p> <p>当社では、お客様から国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PTS (Proprietary Trading System) (略) ● SOR (Smart Order Routing) お客様の売買注文について、取引所金融商品市場又はPTSのうち、最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムに注文を執行する注文形態をいいます。また、SORであることを指定された注文を「SOR注文」、SOR注文を執行するためのシステムを「SORシステム」、東京証券取引所上場銘柄のうちSOR注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄を「SOR対象銘柄」といいます。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 対象となる有価証券</p> <p>国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、ETF(上場投資信託受益証券)、REIT(不動産投資信託投資証券)等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」を対象とします。</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>3. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社は、お客様からいただいた上場株券等に関する注文を、速やかに、国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場又はPTSに執行します。取引所金融商品市場の取引時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会の注文の受付が再開された後に当該取引所金融商品市場又はPTSに執行します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>SOR 対象銘柄</u> ・ <u>SOR 対象銘柄</u> <u>東京証券取引所に上場する上場株券等のうち、SOR 注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄</u></p> <p>・ <u>SOR 対象市場</u> <u>東京証券取引所及びジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクスト第1市場(J-Market) (以下、「PTS」といいます。)</u></p> <p>・ <u>SOR 対象市場等の選択の方法及び順序</u> <u>SOR 対象銘柄について SOR 注文を指定された場合は以下のとおり注文を執行します。</u></p> <p>① (略) ② (略) ③ (略)</p> <p><u>(※1) 最も有利な価格が同一である場合には、優先順位を価格、数量、市場(東京証券取引所を優先)の順に沿って、注文を執行します。</u></p> <p><u>(※2) 「お客様にとって有利な価格で注文株数の一部又は全部の約定ができるか」については、お客様の全注文株数に対する約定可能な単価をもとに、SOR 注文の受注時に東京証券取引所の最良気配と同値又はより有利な価格で約定が可能か否かを判断します。なお、判断は受注時に行いますが、受注後に取引所で注文を執行するまでにわずかながら時間がかかります。このわずかな時間に東京証券取引所の気配状況が変化することにより、判断した時点では有利と判断された場合でも、約定時点の東京証券取引所の最良気配と比較した場合に、不利な価格で約定する場合があります。</u></p> <p>ただし、上記にかかわらず、次のように処理をすることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>・ <u>レイテンシーアービトラージへの対応</u> <u>当社ではレイテンシーアービトラージへの対応として、SOR での注文を行う場合、複数の取引施設に同時に発注を行い PTS に対しては IOC 注文により発</u></p>	<p>3. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社は、お客様からいただいた上場株券等に関する注文を、速やかに、国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場又はPTSに執行します。取引所金融商品市場の取引時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会の注文の受付が再開された後に当該取引所金融商品市場又はPTSに執行します。</p> <p><u>当社では取引形態によって、以下の方法により注文を執行します。</u></p> <p>(1) <u>SOR 対象銘柄について SOR 注文を指定された場合は以下のとおり注文を執行します。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>① (略) ② (略) ③ (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(※) 「お客様にとって有利な価格で注文株数の一部又は全部の約定ができるか」については、お客様の全注文株数に対する約定可能な単価をもとに、SOR 注文の受注時に東京証券取引所の最良気配と同値又はより有利な価格で約定が可能か否かを判断します。なお、判断は受注時に行いますが、受注後に取引所で注文を執行するまでにわずかながら時間がかかります。このわずかな時間に東京証券取引所の気配状況が変化することにより、判断した時点では有利と判断された場合でも、約定時点の東京証券取引所の最良気配と比較した場合に、不利な価格で約定する場合があります。</u></p> <p>ただし、上記にかかわらず、次のように処理をすることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>注します。</u></p> <p>(2) <u>SOR 非対象銘柄</u> <u>・SOR 非対象銘柄</u> <u>PTS で取扱いのない銘柄は SOR の対象とはなりません。</u><u>SOR 非対象銘柄について、以下のとおり注文を執行します。</u><u>上場している取引所金融商品市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場に執行します。</u><u>また、複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、株式会社 QUICK の情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。</u><u>当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。</u><u>ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。</u><u>これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが（株価情報ツールの株価情報画面から注文画面に遷移した場合は、当該株価情報画面で参照していた取引所金融商品市場が選択されます。）、お客様は、当該注文画面で、ご希望する取引所金融商品市場へと変更することができます。</u><u>この場合、当社は、お客様からご指示いただいた取引所金融商品市場において執行します。</u></p> <p>なお、コールセンター又は株式取引アプリ「ferci」では SOR 取引を提供していないため、取引を行う場合の最良執行方針は次のとおりとなります。</p> <p>① コールセンターにて電話でご注文をいただく場合は、<u>SOR 非対象銘柄</u>と同様の方法により注文を執行します。</p> <p>② 株式取引アプリ「ferci」をご利用してご注文をいただく場合は、<u>SOR 非対象銘柄</u>と同様の方法により注文を執行しますが、複数の取引所金融商品市場に上場する銘柄（重複上場）については、証券コードを入力して検索した際に表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。</p> <p>4. <u>当該方法を選択する理由</u> <u>近年、取引所金融商品市場以外における上場株券等の売買の流動性は増加しており、流動性、約定可能性等を勘案した際に、よりお客様に有利な価格であると判断される取引を提供するために、取引所金融商品市場に加え、PTS を含めた執行サービスを提供することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(追加) (追加)</p> <p>(2) <u>SOR 対象銘柄以外について、以下のとおり注文を執行します。</u> <u>・上場している取引所金融商品市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場に執行します。</u> <u>・複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、株式会社 QUICK の情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。</u><u>当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。</u><u>ただし、当該市場でその銘柄が整理銘柄にある場合、又は同社がデータを提供できない場合は、東京、名古屋、福岡、札幌の順で、主市場を選定します。</u><u>これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが（株価情報ツールの株価情報画面から注文画面に遷移した場合は、当該株価情報画面で参照していた取引所金融商品市場が選択されます。）、お客様は、当該注文画面で、ご希望する取引所金融商品市場へと変更することができます。</u><u>この場合、当社は、お客様からご指示いただいた取引所金融商品市場において執行します。</u></p> <p>(3) <u>コールセンター又は株式取引アプリ「ferci」では SOR 取引を提供していないため、取引を行う場合の最良執行方針は次のとおりとなります。</u></p> <p>① コールセンターにて電話でご注文をいただく場合は (2) の方法により注文を執行します。</p> <p>② 株式取引アプリ「ferci」をご利用してご注文をいただく場合は、(2) の方法により注文を執行しますが、複数の取引所金融商品市場に上場する銘柄（重複上場）については、証券コードを入力して検索した際に表示される取引所金融商品市場（主市場）に執行します。</p> <p>(追加)</p> <p><u>【(1) 及び (2) を選択する理由】</u> (略)</p>

新	旧
<p>(1) SOR 対象銘柄 <ul style="list-style-type: none"> ・ SOR 対象市場等 <u>当社では SOR の対象としてジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクスト第 1 市場(J-Market)に執行しますが、これは当該市場が国内における PTS の中で最も流動性のある市場と判断されるからです。</u></p> <p><u>・ SOR 対象市場等の選択の方法及び順序</u> <u>受注時点で最も有利な条件での約定が見込まれると判定された先への執行を行うことがお客様にとって最も合理的と判断されるからです。また、判定時において価格、数量の条件が全く同一となる場合は、一般的により高い流動性があると考えられる取引所金融商品市場への執行が最も合理的と判断されるからです。</u></p> <p><u>・ レイテンシーアービトラージへの対応</u> <u>当該方法により注文を発注することで、レイテンシーアービトラージが介入する可能性が小さくなると判断されるからです。</u></p> <p>(2) SOR 非対象銘柄 <ul style="list-style-type: none"> ・ SOR 非対象銘柄 <u>一般的により高い流動性があると考えられる主市場への執行が最も合理的と判断されるからです。</u></p> <p>5. その他 (1) 次に掲げる取引については、3. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ <u>(削除)</u></p> <p>(2) (略) (3) (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2023 年 3 月 18 日)</u></p>	<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>4. その他 (1) 次に掲げる取引については、3. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ <u>信用取引の決済注文</u> <u>新規建てを行った取引所金融商品市場で執行する方法</u></p> <p>(2) (略) (3) (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2022 年 4 月 2 日)</u></p>

以上